

高山市特別職報酬等審議会 第3回 会議録

日 時 平成24年1月10日（火）
午後1時30分～3時00分
会 場 高山市役所 4階中会議室

1. 開会のあいさつ
2. 会長あいさつ
3. 議事

会長 本日は3回目ということで、今回でなんとか方向性を定めたいと思うところでございます。皆様からは漏れのないように意見等をご発言いただきまして、その後、どのようにまとめていくかを検討していただくことができたかと思っています。よろしく申し上げます。

会長 それでは前回の会議録について事務局より説明していただき、内容の確認をしていきたいと思っております。事務局より申し上げます。

事務局 昨年の12月19日に開催しました第2回審議会の会議録を委員の皆様方に事前に送付させていただきました。その内容の確認をしていただきたいと思っております。なお、前回の会議において委員の皆様方から、会議録の委員名表示についてA委員、B委員を毎回ランダムにさせていただくようご要望がありました。そのようにさせていただくように調整しようとしたのですが、そうした場合、返って読み手側の混乱を招くというようなことも考えられましたので、皆様のご発言は「委員」というだけの表示にさせていただいております。また、事務局側の発言についても前回皆様のご了承をいただき「事務局」というふうで表現をさせていただいております。

会議録の内容について、皆様の方でご意見がありましたらお伺いしたいと思っております。

会長 前回の会議録が事前に送付されたかと思っております。皆さん各自確認されていると理解してよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 第2回目の会議録について、修正の必要や付け加える点がないかご意見がありましたらよろしくお伺いしたいと思っております。

委員 特にございません。

委員 この会議録をもって、今回配布されている考え方のまとめにも反映されているわけですね。この会議録の中でもあっさりとしか触れられてい

なかったのですが、寒冷地手当という文言です。4ページの中段あたりで委員から「寒冷地手当はいかがなものか」「時代遅れだ」というような発言がされていますが、もう1、2点やり取りがあったのではないかという気がします。これら手当の一つずつに我々が口を出すことではないかもしれませんが、我々審議会委員の中で、寒冷地手当というものがこの時代にそぐうものか否かという意見があったということは、会議録に残していただけたらありがたいと思っております。

委員 私も同意見です。ただ、特別職の手当を追及しようとする、他の一般職員についても考えなければならない。一般の職員については組合との兼ね合いもある。

事務局 会議録の方には4ページに書いてあったということですが、このことでしょうか。

委員 この部分と後にもう1、2点やり取りがあったのではないかと思うのですが。

事務局 要約しすぎではないかということではないか。

事務局 確かに寒冷地手当については、前回の会議録の中でも2度ほど触れられておりますが、委員がおっしゃるのは、まとめの方にその部分が加えられていないということでしょうか。

委員 まとめには必要ないとは思うのですが、こういう意見が幾度かあったということはわかるようにしておいていただきたい。会議録は公開するのですよね。

事務局 会議録は公開します。

委員 寒冷地手当というのがクローズアップされていますが、このような手当について知らない市民も多いと思われるし、追及すると結構批判もでてくるような気がする。

事務局 先ほどの寒冷地手当の会議録記載についてですが、基本的には会議録でございますので、委員皆様が発言されたものでそのまま記載させていただいております。

ただ、お読みになっていただいて御承知いただけるかと思いますが、個人が特定できるような部分は省略をさせていただいておりますし、発言の内容を変えず綺麗に文面化させていただいているものです。

委員 わかりました。

事務局 それでは、会議録の方はご確認いただいたということでよろしいでしょうか。なお、先程も触れられましたが、前回の内容をまとめさせていただいたものを本日提出させていただいております。これを簡単に説明させていただき、皆様にご確認をさせていただきながら、次に進めていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日お配りさせていただいております、前回の審議内

容のまとめ及び主な質疑応答の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

- 事務局 (前回審議内容のまとめ及び主な質疑応答内容のまとめについて説明)
- 会長 只今事務局よりご説明いただきました、何か思うような点がございましたら、その辺りも含めてご意見をいただけたらと思います。
- 委員 少し引っ掛かる点があるのですが、市長の海外出張の際の夫人同行の件ですが、総務省或いは総務大臣の場合では公費負担を行っていない事例が揚げられたが、これと同様で、あくまで総務課では公費負担を拒否したいという考えであるのか、事例として揚げられただけであるのか、その辺りはどうなのでしょう。
- 事務局 国の場合における大臣夫人の海外出張の捉え方についてどうであったか事例を知っていただいたつもりであります。
- 委員 それでは、国がそのような対応であるから高山市も右に倣えということではないのですか。
- 事務局 第1回目の議論のときに、国の方で首相夫人が同行される場合には公費対応ではないのかというお話があったのではないかと記憶しております。そのことについて総務省の取扱いについてご紹介をさせていただいたところでございます。今回お配りした会議録の中の9ページにおいてこの件のやり取りがあったと思いますが、最終的に奥様を同伴させるのかどうかを決められるのは市長が判断されるということになりますので、その部分に公費として支出するには、例えば市としての非常勤特別職への委嘱であるとか、職務上の何らかの任命行為であるとか、そういった明確な位置付けがないと旅費として支給することは難しいということです。これは会計上のシステムでもありますのでご理解いただきたいと思いますが、そのような公的な位置づけを与えるかどうかの判断は最終的に市長の判断ということになりますし、我々もそれに沿って対応させていただくということでありますので、決して拒否しているところではございません。その点をご理解いただきたいと思います。
- 委員 そうであれば、我々審議会から市長にこのようにしたらどうかと提案しても良いのですね。
- 事務局 この件については報酬等審議会の所掌事項の中からは少し外れる部分でございますので、例えば付帯意見や付記みたいなかたちでそういった意見があったということに触れていただき意見として添えられることはやぶさかではないと思っております。
- 会長 当然、市長だけでなく議長もそのようなケースがないとは限らないので、市長及び議長というかたちで提案することになると思いますが、そ

の辺りどうでしょうか。

委員

今の意見をお聞かせいただいていたのですが、やっぱり市長や議長の奥様というのは、人前で恥ずかしい格好もできませんし、言葉も選ばなければなりませんし、それ以上に自分から先立って目の前のごみを拾ったりするような姿勢でなければならないだろうし、それらのことから、夫人は自動的に特別職に委嘱すべきであるというような意見を付け加えたらどうかと思います。

一時的に市長の海外出張があるからといって委嘱するのではなく、市長夫人は最初から非常勤特別職に委嘱して、同伴が必要な場合は高山市として公費対応できる立場にしておくべきではないかと思います。

委員

役所というのは前例主義なところがあり、事務局の言われることもわかりますが、段々時代も変わってきているので、少しは柔軟に対応してもらわないといけないと思う。特に市長は高山市の営業部長と名を打ち走りまわっているところ、足を引っ張ることのないようにしてほしい。

委員

特別職にならなければ旅費を支給できないという経理規定上の話だけではなく、例えば市長の奥様が何らか委嘱されるものでなくても、市長がそのために対応できるような枠組みというか考え方を持ってもらいたい。

委員

本来ならそうあるべきだと思います。

委員

これと同じように、前回の質疑応答では賞与の考え方や退職手当等に係る月額報酬の考え方についても触れられておりますが、これも制度上という話が出てくるのですが、これらも国の方で示した制度に則ってということになるのですか。高山市独自の制度上のことなのですか。

事務局

退職手当の制度につきましては、それぞれの自治体が定めております。退職手当制度は大変複雑でありますので独自で制度を持ってない自治体は、いくつかの市町村で県の退職手当組合に加入し、国が示している一定のルールに準じて条例が制定されております。高山市においても国又は県が示す条例案に準じたかたちで独自に制度化を行っております。独自と言っても他の自治体とかけ離れたものとしているものではありませんし、基本的に同様のルールで制度化しているものであります。月額報酬をベースに退職手当の額を定めておりますので、報酬を月額制から年俸制にするなどと考え方が大きく変わりますと、当然退職手当のルール自体も変更していく必要が出てくるということでございます。

委員

議員年金の制度も無くなったということですし、全体の制度上のことで高山市だけではできないのかもしれませんが、方向性としては今後こういった制度が改められるべきではないかと思います。議員については国会議員の歳費の考え方を考慮したものであるとされていますが、議員さんは月額報酬制を例えば年俸制に変更した場合、何らかの問題がでて

くるのでしょうか。市長さんは退職手当等の計算上影響がでてくるとあるが、議員さんは退職手当がありませんし、それでいて今、年金制度も変わったわけですね。市として何か問題があるのであれば教えてください。

事務局 議員につきましては、年金の掛け金の率が月額の部分と期末手当の部分とで多少異なっているのではないかとと思われるので、若干影響が出てくるものと考えられます。

委員 それは国民年金ですか。

事務局 今後も市の方で掛け金負担が必要となる議員年金の方になります。議員さんは退職手当への影響がありませんが、国会議員が同様に月額報酬と期末手当というようなかたちですので、その部分との権衡ということになりますし。

委員 そのようなことであると思いますが、何か問題があるのかと思ひまして。

事務局 議員のほか、市長、副市長についても同じですが、一般の公務員と同様の考え方から、人事院勧告の中で民間のボーナスの支給の月数が増えたり減ったりということに合わせて期末手当の月数を増減させてきておりますので、その辺りで月額報酬ではなく例えば年俸ということでありますと影響がでてくると思ひます。

委員 以前問題視されていたことであるが、国会議員が月末に当選したところ、それでいて1カ月分の給料が支給されたというのを聞いたことがある。高山市はどうか。

事務局 当市の議員報酬につきましては、任期の始まるその日から日割り計算を行っておりますし、また、議長、副議長、議員と役職の別により報酬月額が異なりますが、それも就任した時から日割りで計算されることとなります。

委員 国も県も市も、改革すべきところは改革する必要があると考える。

委員 公務員や議員の給与制度は、人事院制度によるものだけで良いのかと疑問に思っている。人事院は民間のデータの良いところだけを収集して行っているような感じがしてならない。実際に国の財政状況を考えた場合、国家公務員に普通に給料が支給されることはおかしいと思っている。国の予算も半分以上借金をしている中で、なぜ人事院の勧告だけで給与を決定しているのかと不思議に思う。これでは国は破たんする。民間なら絶対にあり得ない。

委員 国等は会社と違い利益を出すというものではないから。

委員 そうである。景気が良かろうが悪かろうが支給されるという制度であるので、これではやはり国は持たないと思う。国が持たないということは市町村も持たなくなるということになる。

- 委員 情勢が良くなる想定ができれば良いが、今は悪くなることばかりが取り上げられているので、本当に不安である。
- 委員 高山市内でボーナスが支給されない企業が段々増えてきているこのご時世において、理解できないことである。
- 委員 特別職とは言いながら、市長さん、副市長さん、議員さんなので、一般職員の延長線上である物の考え方、給与体系というのは、いかがなものかと思う。少し違うと思っている。この場で議論しても仕片が無いかもしれない。
- 会長 国が変わらなければ市町村も変わらないというのが実態である。そのようなことを議論しても先に進みませんので、審議を進めていきたいと思いますが、概ねまとめに入るようなことでよろしいですか。どうですか。
- 委員 これまでのお話でもありましたとおり、現在、社会情勢も厳しい中で、引き上げるという要素はないという考えで進めてはどうでしょうか。
- 委員 市長の給料月額だけを考えるともう少し引き上げる必要があるのではと考えるが、賞与を含めるとそれなりの年収になっていると思われる。一生懸命取り組んでいるのは誰もが認めるものと思うが、現状でお願いしたいという線と考える。
- 委員 前回第2回目の会議では、市長さんと副市長さんについては、据え置きということで意見はまとまっていますよね。今回は議員さんの報酬を審議するということが良かったですね。
- 会長 はい。市長及び副市長については、前回の審議内容の整理から据え置きの理由とすることができものが幾つか揚げられますが、この他に付け加えることがないかなど、まずその辺りを押さえましょう。市議会議員の検討に入る前に。
- 委員 すいません。言葉の使い方を教えてください。
- 事務局 県内他市又は全国の類似団体と比較しても権衡は保たれているのではとある中で、均衡ではなく権衡という言葉であるのか。それぞれの違いと意味を教えてください。
- 事務局 権衡につきましては、公務員文書等で使用する言葉であり説明がなく申し訳ありません。意味合いとしては、均衡と権衡は基本的に同じ意味合いを持つ同義語になります。ここでいう権衡という言葉の使い方については、ある一定の物差しや秤で比較しようとした場合、例えば団体によって財政状況が異なっていたり、人口や面積が異なっていたりする場合がありますが、それらを勘案した上でバランスが取れているというような意味合いをイメージしていただけたらと思います。
- 委員 前回の審議の整理内容を用いて答申書の案を作成されるのですか。
- 事務局 前回の審議会でご意見いただいたものの主だったものを整理させてい

ただいたものですので、これで内容をすべて網羅しているというものではございません。

会長 これらを踏まえて私と職務代理で答申書案の内容をある程度調整しなければならぬのではないかと。

事務局 皆様方のご意見でありましたこのような内容をご確認いただき、参考にさせていただければ、答申書案の内容に繋げることはできるかと思えます。

委員 前回の意見の整理で、市長さんは退職手当を辞退してみえる、或いは「24時間365日」という姿勢を評価できるという部分がありますけども、今これらを評価しても、市長さんが変わられた度に給料が上がったり下がったりということは適当ではないと思えます。議員さんも同じだと思えますが、要は妥当な金額があって、それに恥じないだけの仕事を行っていただくことが基本であって、今の市長さんが行っているのが給料を引き上げるとか下げるとか、退職手当を廃止しているので給料を少し上げるとか下げるとか、退職手当を廃止しているのではと考えます。答申をまとめられる際には、これらは別として取り扱っていただくべきではないかと思えます。

委員 市長は公約で退職手当を辞退していますが実際はどうなのですか。制度としては、一旦は市長に支給をしてから市長が返納されるというようなかたちをとられるのですか。

事務局 支給しないということになります。

委員 今回だけですか。本当は支給しなければならないのですよね。次の市長さんのことを考えるとどうなのですか。

事務局 条例上は現任期中の市長に限ってということで附則において規定しております。本則は変えておりません。

委員 条例の中で附則で対応しているというわけだ。

事務局 その通りです。ですから次の市長さんは条例改正をする必要はないということになります。もし次の市長さんが同じく辞退されるようなことになれば、その附則を延長するということになります。

委員 そうすれば、もし副市長も辞退すると自発的に言われればそのようになるということですか。

事務局 それを市長が認められればということになります。市長に認められれば提案できるということになりますが、当然、議会にもお諮りしなくてはなりません。

委員 そうすると次の市長はやりにくくなりますね。

委員 現市長の退職手当を支給しないことを議会は認めたわけですよね。議員自らもそれを見習えば良いのに。

事務局 条例改正は認められました。これは現市長の公約でもございましたし。

- 委員 何度も退職手当が支給されるというのもどうかと思います。民間では考えられないですから。
- 委員 しかしながら、現実には先のような特殊なものは除いて、第2回目で審議した整理内容を基準に答申書を作成することに間違いはないと思います。据え置きというようなふうになるかと思われる。
- 委員 岐阜県知事も未だにまともに給料が支給されたことがないようであるが、職員の不祥事で減俸になり、それが一段落したかと思うと財政が厳しくなってまた減俸した。本当に岐阜県知事にしたら大変だと思う。その点から市長の責任も同様に重いと思う。
- 委員 例えば高山市において、人事院勧告というものは取り入れず高山市の経済に合わせた給与体系にするというようなことはできるのか。
- 事務局 できるかどうかと申されますと、できるというようなお答えをさせていただきしかないので、ハードルは色々と厳しいものがあります。高山市においても職員を労働者側とすれば市は雇用者側であり、その間の労働協約といった部分もございますので、そういった部分をクリアしていく必要があるものと思っています。第1回目でお話させていただいたとおり、そもそも人事院制度自体が平成26年度以降どうなるのか現段階でわからないところでありますが、それらを踏まえた労使関係を構築していく必要があるものと思っています。
- 委員 例えばゴミ収集の職員も大変な仕事であると思うが、一般事務を行う職員と同じような給与体系であるのか。
- 事務局 高山市職員の給料表は2種類ありまして、いわゆる一般行政職と言われる職種の給料表と今ほどお話のありましたいわゆる技能労務職、現業職ともいいますが、そういった職種の2種類の給料表がございます。賞与の支給等は基本的に同じですが、昇格の仕方などは違ってまいります。
- 委員 わかりました。
- 会長 それでは、この段階で市長、副市長に対する答申文まで検討する必要がありますか。
- 事務局 後ほどお諮りさせていただくことになろうかと思いましたが、先程、会長さんからも答申の内容がある程度委員さんの中で決まったところで、会長と職務代理で素案の検討をするのか否かのご発言もありましたが、そのようなことであれば、事務局としてもその素案の作成にはご協力させていただきたいと思っています。
- 会長 それではそのようにさせていただけたらと思います。
一文一句この場で文章を組み立てると言っても簡単なものではありませんので、私と職務代理と事務局の方で素案の作成をさせていただけたらと思いますし、内容としては市長及び副市長については一生懸命取組

んでおられるので引上げを考えたいが、このようなご時世であるので据え置きが適当であるというようなふうで作成させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

他委員

はい。お願いします。

会長
委員

それでは、続いて市議会議員の方に移りたいと思います。
基本的にはもう少し頑張っただけで、質を上げて欲しいと厳しい目で見ると考える。あわせて昨年1月に議員発議により追加引き下げたことを評価するけれども、今後も議員同士で切磋琢磨しながら更なる自発的な引き下げを検討してほしいというような考え方になると思います。そのような考え方であると答申は維持、据え置きになろうかと思いますが。

委員

改定する場合の具体的根拠とこの前も話が出ましたが、明確に説明できる根拠を示すというのは容易ではないと思います。また、県内他市や全国の類似団体と比較するとそれほどかけ離れていないという状況でもありますので、据え置きということで良いと思います。

委員

現実として、市長、副市長の責任の重さと拘束時間等を考えれば、議員の報酬は当初の設定から甘かったのではないかと思います。合併前の旧町村からの議員は合併後に倍くらいの報酬に引き上がっている。大変な増収となっている。

責任の重さから議員の報酬に対しては厳しい意見であるけれども、市長が据え置きであれば当然引き上げるわけにもいかない。逆に引き下げるべきではと考えるが、更に議員からの自発的引下げの姿勢を望むというようなふうが良いのではないかと思います。

委員

結局、市の税収の上がるような積極的な財政案があれば最良であるが、それらも見えない部分なので、議員さんは引き下げるべきと考えている。

委員
委員

失礼であるが、町内会長さんの延長線であるような議員さんでは困る。この審議会委員としての接触ではありませんが、色々な議員さんと話をすると、全員が全員、資質が悪い議員さんではないと思います。ある議員さんはこの報酬が半分になろうと市議会議員を続けようとする意気込みがあるようでしたし、逆に選挙区が広くなり定数も減ったのだから報酬を引き上げてほしいという考え方の議員さんも見えるようですから。

委員

事前に事務局から現在の議員さんの年齢構成を確認させていただきました。長く議員をやってみえる方もおられますし、今年度から初めての方もおられます。年齢では60歳以上の方が14名、40～50歳代の方が10名ということでした。

議員経験の長い議員さんには、長年の経験を活かし、若い議員さん達の指導的立場になっていただくこと、また、若い議員さんにはこれからの市政運営に新しい発想を取り入れていただくなど大いに期待したいと思います。地域の声を大切に、新しい高山市の発展のために頑張ってくださいと思います。民間企業ではボーナスの出ていない会社もあるようですし、厳しい状態です。そういう社会情勢の中でボランティア精神を持って活動していただくことも大切に思います。

議員発議により、昨年1月から2.3%の追加引下げがされており、約1億円という人件費の削減効果が出ています。それに付け加え今回2.7%くらいの引下げを行えば、合わせて5%の引下げになりますが如何でしょうか。

報酬を引下げしてもそれに負けない気持ちの議員さんが出てきても良いのではないかと思います。

委員 5%にしようとしても根拠はどうかと考えると難しい。他にそのような事例があれば別であるが、審議会に2.7%の基準や理由は何かと言われても説明は難しい。

委員 今後、税金はどのくらい上がるのか下がるのかという見込みはある程度わかるのでしょうか。

事務局 来年度の税金の見込みにつきましては、来年度の予算にかかる部分がございますので、今の段階では私どもでも情報を入手しておりませんし、それを精査して把握している段階ではございません。

委員 高山市の税金は市民税と固定資産税が大半であるので、法人税はウエイトが高くないはず。

委員 概算は市ホームページにある予算要求概要のもので確認できますか。
事務局 それは夏くらいの水準のもので根拠にはしにくい部分があると思います。

委員 愛知県豊田市みたいに、トヨタ自動車に依存していると今年はひどい目に会うのではないか。そのようなことを考えると高山市は良い方かもしれない。

議員報酬に対しては、引き下げた方が良いのではという意見もあったことを表現したらどうか。厳しい見方がされていることを。

事務局 皆様のご意見により、そのような意味合いを答申に盛り込みたいとのことでしたら事務局で検討させていただきたいと思いますし、先ほど会長さんと職務代理さんとで素案の作成について触れられましたが、第4回目の審議会の開催をどうするかということをお決りになっていただくこととなります。次回開催の必要まではないということでしたら、会長と職務代理にご確認いただきまして、それを各委員さんにお配りしてご意見をいただき、最終的に再度お二人に確認調整いただいて

答申とさせていただくようなことも考えられますが、これについては皆さんでご検討いただければと思います。ただ、しっかり皆様の確認と意見をいただけるようにしておいたほうが良いと思います。

委員
委員

今、事務局から話のあった流れで良いと思います。

厳しい意見があったというだけでは、引き下げたいという意見がなかったと受け取る人もいると思われる。引き下げるべきという意見の委員も何人かいた、しかしながら、思いばかりで具体的な引き下げ額や明確な基準根拠を示そうとすると非常に困難な部分もあるので、議員自らも改めて報酬額と役割を見つめ直してもらいたいこと、また、今後も自発的な改定を期待するという、そして議員はボランティアでも良いと考える委員もあったと。

委員
事務局

ボランティアではなく、ボランティア精神を持ってということです。

どの程度の表現を盛り込めるかは、事務局なりにも検討させていただきますが、会長と職務代理のお二人のご意見をいただいて、皆様に答申案をお配りさせていただくようにできればと思います。

委員

自主的に引き下げしていただくことを期待していると言った方が議員さんには刺激となるのではないのでしょうか。

委員

市議会議員の資質の向上が図れるような意味合いを込めて、事務局の方で素案を作成いただきたいと思います。

事務局

大変重要な宿題をいただきましたが、これまでの会議録も読み返しながら皆様のご意見に沿うものを作成させていただきたいと思います。方向性としては、結論だけ申し上げれば据え置きということですよ。

委員

議員報酬に対しては引き下げるべきという意見の委員も何人かいた。資質の向上に努力して欲しい、ボランティア精神で取り組んでいただきたいという意見もあったと、しかしながら、思いばかりで具体的な引き下げ額や明確な基準根拠を示そうとすると困難な部分もあるので、今後も議員による自発的な改定を期待して据え置きの答申といたしますということではなからうかと思えます。

事務局

文言についてはご相談をさせていただきながらまとめさせていただきます。

委員

市議会議員の方はそのようお願いするとして、その他であります、市長、議長のご夫人の海外出張同伴のことは当然触れていただきたい。また、賞与関係であるが、民間の考え方であると当然意見する必要があると考える。

今国会で、国家公務員の平均7.8%の引き下げについて議論されているが、国家公務員がそのようになると自動的に地方公務員も7.8%引き下がるのですか。

事務局

自動的ではありません。基本的に総務省の通知では地方公務員まで求め

ていないものです。

- 会長 しかし、もしそれが将来的に市町村まで影響したときには再度このような審議会を開くことになるのですか。一般職員の引き下げも含めて。
- 事務局 一般職員については、それらの動向を踏まえて市長が判断することになりますし、労使交渉等も踏まえて判断するものになります。ただ、前回もお話ししましたように、人事院が考えている給与改定は、国の平均7.8%の引き下げとはそもそもの主旨が異なるものであります。今年的人事院勧告が出された場合、どのようになるのか事務方としては非常に気になっているところです。勧告がなされる夏までにはそういった議論も進んでくると思いますし、公務員制度自体についても変革がスピードアップして来ると思っています。
- 委員 国では消費税を引き上げようとする、国家予算の3分の1は人件費であることから、まずその辺りを削らなければ誰も良いと言わない。人事院だけの問題ではなくなってくる。人事院の勧告だけに従って給料を支給するのは完全に破たん突き進むということになると思う。
- 会長 付帯意見或いは付記については、事務局からの答申案を確認し、委員皆さんにも最終確認いただきながら整理したいと思います。このような流れであれば4回目の審議会は開かなくても良いのではないかと思います。
- 事務局 現在のところ付記しようとする意見は、夫人同伴の旅費、賞与関係の2点ということでしょうか。
- 会長 現在のところ2点ということですが、皆さんのご意見から加えるべきものがあれば伺います。
- 委員 事務局で整理していただいた中で沢山意見が出ていましたので、その中で本文に入れるべきことと付帯意見にすべきことという整理を一旦事務局でしていただいた方が良いのではないのでしょうか。
- 事務局 わかりました。整理させていただきたいと思えます。
- 事務局 今ほど皆さんのご意見をお伺いさせていただき中で、さっそく事務局として案をつくらせていただきます。会長と職務代理に一度確認していただいた後、委員の皆さんにお送りさせていただきますので、それぞれご確認をしていただきたいと思います。その後、会長、職務代理とで再度皆様方からの意見について調整し市長に答申させていただくというような流れで行わせていただきたいと思います。そのようなことから、4回目の審議会は特段今の時点では開催しないということでもよろしくお願いいたします。
- 市長への答申の最終の日程調整につきましては事務局で調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長

3回の開催により、皆さんから熱心な意見を出していただき本当に感謝いたします。高山市が良くなって欲しいという思いの皆さんだと思っております。答申案ができましたら何なりとご意見を聞かせていただきますので、より良い答申ができればと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局

会長さんをはじめ委員の皆様方には昨年より3回にわたって熱心にご審議いただき誠にありがとうございました。事務局の方に宿題をいただきましたけれども、まとめさせていただいて皆さんのご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。大変お忙しい中何度もお寄りいただきましたことに感謝を申し上げながら、今回の特別職報酬等審議会を閉会させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

平成24年 2 月 2 日

議事録署名 北村 音

議事録署名 鈴木 敏文